



会員情報

株式会社 アイエケー

基本情報

|           |   |           |              |
|-----------|---|-----------|--------------|
| 代表者名      | 須田 浩司   |           |              |
| 本社所在地     | 〒676-0082 高砂市曾根町2710-16   |           |              |
| TEL       | 0794-72-9977  | FAX       | 0794-72-9978 |
| ホームページ    | <a href="http://www.iak.co.jp/index.html">http://www.iak.co.jp/index.html</a> |           |              |
| 積替保管 (産廃) | 姫路市   | 積替保管 (特管) |              |

コメント欄

産業廃棄物

【収集】

| 県                          | 市                                      |
|----------------------------|--|
| 燃 汚泥 廃 木 残渣 ガ 鋳 建 ば<br>13号 | 【姫路市】汚泥 廃 木 残渣 ガ 鋳 建 ば 燃 木<br>残渣 ガ 13号 |

【処分】

| 県 | 市        |
|---|----------|
|   | 【姫路市】廃 木 |

【最終処分】

| 県 | 市 |
|---|---|
|   |   |

# 特別管理産業廃棄物

## 【収集】

| 県 | 市 |
|---|---|
|   |   |

## 【処分】

| 県 | 市 |
|---|---|
|   |   |

## 【最終処分】

| 県 | 市 |
|---|---|
|   |   |

### 許可品目の略称

| 産業廃棄物 |  | 特別管理産業廃棄物 |   |
|-------|--|-----------|---|
| 略称    | 品目／説明  | 略称        | 品目／説明   |
| 燃     | 燃えがら   | 廃油        | 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）  |
| 汚泥    | 汚泥（泥状のもの）  | 廃酸        | 廃酸（pH2.0以下の酸性廃液）  |
| 廃油    | 廃油（潤滑油、洗浄用油など）   | 廃ア        | 廃アルカリ（pH12.5以上のアルカリ性廃液）                                   |
| 廃酸    | 廃酸（酸性の廃液）  | 感         | 感染性産業廃棄物（血液等が付着した注射針など）                                   |
| 廃ア    | 廃アルカリ（アルカリ性の廃液）  | P         | 廃PCB（PCBを含む廃油もしくはPCBが付着、封入したもの）                           |
| 廃プ    | 廃プラスチック類   | P汚        | PCB汚染物  |
| 紙     | 紙くず  | P処        | 廃PCB等又はPCB汚染物の処理物   |
| 木     | 木くず  | 鉱         | 鉱さい（有害物質を含む鉱さい）   |
| 織     | 繊維くず   | 廃石        | 廃石綿（石綿及び石綿が付着している恐れのあるもの）                                 |
| 残渣    | 動物又は植物に係る固形状不要物（動植物性残渣）                                      | ば         | ばいじん（有害物質を含むばいじん）   |
| 動固    | 動物系固形不要物（と畜場等から発生した動物に係る固形状の不要物）                             | 燃         | 燃えがら（有害物質を含む燃料残渣）   |
| ゴ     | ゴムくず   | 汚泥        | 汚泥（有害物質を含む汚泥）   |
| 金     | 金属くず   | 水銀        | 廃水銀等及び廃水銀等を処分するために処理したもの（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く） |
| ガ     | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず<br>（製造所から出るセメントくず・廃石膏ボードなど、建に属するものを除く） |           |   |
| 鉱     | 鉱さい（高炉・電気炉などの残渣、不良鉱さいなど）                                     |           |   |
| 建     | がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類するもの）               |           |   |
| 動尿    | 動物のふん尿（畜産農業から排出されるもの）  |           |   |
| 動死    | 動物の死体（畜産農業から排出されるもの）   |           |   |
| ば     | ばいじん（ばい煙発生施設等から出るばいじんであって、集じん施設で集められたもの）                     |           |   |
| 13号   | 上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（政令第2条第13号に記載されているもの）              |           |   |